

大阪狭山市監査委員告示第 4 号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

令和4年(2022年)3月23日

大阪狭山市監査委員  
北井末廣  
松尾巧

# 監査結果報告書

## 第1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による監査  
なお、本監査は大阪狭山市監査基準に準拠して実施した。

## 第2 監査の対象

### 1 対象グループ

経営総務グループ、下水道工務グループ

下水道事業会計

- ・下水道事業費用について
- ・資本的支出について

治水対策グループ

- ・治水対策総務管理事業
- ・農業農村整備事業
- ・水路等管理事業
- ・ため池等維持管理事業
- ・農業用施設整備事業
- ・河川等対策事業
- ・水循環計画策定事業

### 2 対象事務

令和3年4月1日から令和3年12月31日まで（必要に応じて令和2年度を含む。）に  
執行された財務に関する事務

## 第3 監査の着眼点

大阪狭山市監査基準及び大阪狭山市監査実施要領に基づき、不正、不適切な事務処理等の  
予防、発見、修正という合規性に主眼を置き、財務に関する事務が適正かつ効果的に執行さ  
れているかを着眼点として実施した。

## 第4 監査の実施内容

当該財務事務の執行に係る関係書類及び関係帳票の提出を求めこれを閲覧、帳簿突合等を行  
うとともに、担当職員からの聞き取り、質疑を加える等の方法で実施した。

また、調査票により情報収集を行った当該財務事務の内部統制の整備及び運用状況により、  
監査対象のリスクの内容及び程度を検討のうえリスクの識別を行い、事故等の発生する可能  
性が高い事務事業に重点を置いた監査を実施した。

## 第5 実施場所及び日程

大阪狭山市役所庁舎内において令和4年2月1日から令和4年2月24日まで実施した。

## 第6 監査の結果及び意見

財務に関する事務は関係法令等に従い、概ね適正に執行されているものと認められた。今後も引き続き適正な事務の執行に努められたい。

また、下水道工務グループにおいては、公共下水道施設の維持管理を包括的に民間委託することで、ワンストップサービスに伴う対応の迅速化など、積極的に市民サービスの向上に取り組んでいることは評価できる。民間委託の利点等を市民に向けより一層の周知を行うとともに、モニタリング業務による第三者機関からの助言等も活用しながら、今後も引き続き公共下水道施設の適正な維持管理体制が整備されることを望む。